

三井住友海上・インターリンク 外航貨物セミナーを開催

# 「荷主と運送人の責任範囲」解説

三井住友海上と代理店インターリンクは6月26日、東京都千代田区の三井住友海上駿河台本社ビルで外航貨物をテーマにしたセミナー「荷主と運送人の責任範囲」を共同開催した。講師に海事弁護士として国内外で多くの講演実績がある岡部・山口法律事務所、山口修司弁護士を招き、国際海上運送の実務について解説した。当日は国際輸送業者、商社、荷主などの貿易業務関係者約100人が熱心に受講した。



山口弁護士

山口弁護士はまず、荷主と運送人の法的立場の誤りについて解説。米国では全当事者が運送人に該当するのに対して、英国や日本では契約運送人が運送人であ

## 国際条約適用されない「現地回収船荷証券」



定員を超える約100人が参加

り、実際運送人は不法行為責任を負うとした。また、「船荷証券発行者は運送人ではなく、船舶所有者が運送人である」とする約款「D E M A I S E C L A U

SE」は米国では無効、英国では有効になるといった事例を挙げ、国際間における約款解釈の違いを紹介した。

国際輸送における運送人の責任制限については、国際海上物品法13条1項で「1包または1単位当たり666・67SDR、または損傷貨物1キログラム当たり2SDRで計算した金額のいずれか高い方」と定められているとする一方で、同13条の2で「運送人に故意または損害の発生することを認識しながら行った無謀行為があったときは責任制限は認められず、それを打ち破ることはほとんど不可能」と強調した。また、親子会社間取引などで有価証券としての船荷証券が流通せず、貨物が荷揚港で荷受人に引き渡されるような実務での船荷証券「Surrendered B/L(元地回収船荷証券)」についても解説し、「韓国や日本、中国の実務で利用されているが法的根拠はなく、船荷証券に関する国際条約が適用されない。運送人、荷主間の権利義務関係も不明確であることから、使用は避けるべき」との見解を示した。

また、「船荷証券発行者は運送人ではなく、船舶所有者が運送人である」とする約款「D E M A I S E C L A U